



「デジタル遺産」で トラブルにならないために

令和時代の生前整理で忘れてならないのが、デジタル遺産です。「亡くなった夫が利用していた決済アプリに残高があるのにスマホのロック解除ができない」「ネットバンクにアクセスできない」等といった相談が寄せられています。

デジタル遺産ってどんなもの？

- ネットバンクやネット証券などの金融口座
- オンラインサロンや音楽サブスク等の有料会員サービス
- 電子マネー
- 通販サイト
- 各種ポイントやマイレージ等
- クラウドに保存された写真等

アドバイス

- 終活の一環としてデジタル遺産の目録を作り、家族などに伝える手段を講じておきましょう。
- スマホやパソコンのロック解除方法
- ネット関連の金融資産の一覧
- 退会が必要なサイトとそのIDやパスワード



問合せ先

- 射水市消費生活センター（生活安全課内）
 月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974
- 富山県消費生活センター高岡支所
 （高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F）
 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777
- 消費者ホットライン ☎188



学生納付特例はどんな制度？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられます。大学生等の学生は、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます（修業年が1年未満の課程など対象とならない学校もあります）。

納付猶予期間のメリット

- 受け取る際の年金額には反映しませんが、年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。
- 病気やけがで障害が残ったとき障害基礎年金などを受け取ることが可能になります。

申請の流れ

- ① 市役所または年金事務所に備え付けの申請書に、学生証の写し（両面）、または在学証明書（原本）を添付して申請してください。
 - ② 提出先は、住民登録している市区町村窓口です。
 - ③ 申請後2、3か月で承認または却下通知書が届きます。承認期間は4月～翌年3月の1年間です。却下通知書が届いた際は保険料の納付をお願いします。
- ※申請は過去2年1か月分まで遡ることが

できます。

令和5年度の申請は令和5年4月1日から受付けます。

※現在、承認されている方で、令和5年度も在学期間と確認できた方には、ハガキ形式の申請書が送付されます。

※学生納付特例制度には所得制限があります。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料を納めること（追納）ができます。追納額は当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされたものです。

問合せ先

- 保険年金課 51-6628
 高岡年金事務所 21-4180
 （音声案内②番→②番）

出張年金相談

事前に予約をお願いします。

- 場所：射水市本庁舎1階104相談室
 - 日時：3月22日(水)午前10時～午後3時
 - 予約：高岡年金事務所 ☎21-4180
 （音声案内①番→②番）
- ※基礎年金番号の分かるものや身分証をご持参ください。

